

チェンナイの年末年始とGST税制の最新動向

田中 啓介

<チェンナイの年末年始>

南インドのチェンナイは12月に入りとても過ごしやすい日々が続いています。毎年、日本人会が企画する一大イベント「チェンナイ日本人会忘年会」も終わり、これからクリスマス、年末年始、そして、年明けには南インド最大のお祭りであるポンガルを迎えるため、日本人駐在員は日本への一時帰国や家族旅行などを計画する人も増えてくる時期です。

写真はチェンナイのショッピングエリア「T Nagar」です。日本でいうアメ横商店街といったところでしょうか。この時期は多くの人で賑わいます。



ショッピングエリア「T Nagar」

<インド GST 税制の最新動向>

すでにご紹介のとおり、2017年7月から新たな税制 GST が導入され、多くの日系企業がその申告コンプライアンスや納税手続き等の対応を進めているところですが、物品やサービスの輸出入の免税措置に関して規定されていた「LUT (Letter Of Undertaking)」について、2017年10月4日にコンプライアンスを緩和する通達（※Notification No.37/2017-Central Tax）が発表されました。

「LUT」とは、物品およびサービスの輸出入について、当該 LUT を税務当局に対して提出・認可を受けることで、該当課税年度において GST 免税取引として処理できるルールです。

当初は、この LUT を申請できる条件として、前年度の売上高全体の 10% 超、かつ、1,000 万ルピーを超える外貨取引がある、等の条件が規定されていましたが、この度、当該条件は撤廃され、原則、すべての企業が、(1) LUT による IGST 免税適用、もしくは、(2) IGST 納税後に還付申請、のいずれかの選択肢を取ることが可能となっています。このことにより小規模輸出業者、新興業者などにとっては大きな恩恵を受けることとなります。

なお、LUT の取得申請には主に次のような書類を作成・提出する必要があります。

- Covering Letter (カバーレター)
- Form GST RFD-11 (LUT の申請用紙)
- Letter of Undertaking
(宣誓供述書：社外 2 名の証人から要署名)
- Board Resolution (取締役会の決議書抜粋) ・ Turnover Certificate
(売上高に関する証明書類一式)
- FIRC (銀行が発行する外貨建て送金の証明書)
- GST Registration Certificate
(GST 登録証明書)
- PAN (会社の PAN カードコピー)
- Witness' s ID proof (証人の個人 ID コピー)

但し、上記 (1) LUT による IGST 免税適用、もしくは、(2) IGST 納税後に還付申請、を適用するためには、当該取引が「物品もしくはサービスの輸出」に該当する必要があるため、その判断についてはいろいろと見解が分かれる可能性があるため、慎重に検討・判断をする必要があります。